

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）の公布による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 } 68	……略……	……略……	……略……	1 } 68	……略……	……略……	……略……
68の2	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……	68の2	<u>建築基準法施行令第137条の12第6項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……
68の3	<u>建築基準法施行令第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……	68の3	<u>建築基準法施行令第137条の12第7項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……

68の4 ゝ 78	……略……	……略……	……略……	68の4 ゝ 78	……略……	……略……	……略……
-----------------	-------	-------	-------	-----------------	-------	-------	-------

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

